

総合特別区域基本方針

総合特別区域基本方針 目次

第一	総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の 意義及び目標に関する事項	1
1	総合特区制度の意義	1
2	国際戦略総合特区を通じた産業の国際競争力強化の意義	2
3	地域活性化総合特区を通じた地域の活性化の推進の意義	2
4	総合特区制度により実現すべき目標	2
第二	総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の ために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	3
1	政府における推進体制	3
2	総合特区に係る規制の特例措置等の提案の受付及び対応に関する基本方針	5
3	総合特区推進方針に関する基本的な事項	6
4	国と地方の協議会に関する基本的な事項	7
5	総合特区の評価に関する基本的な事項	9
6	関連する施策との連携に関する基本的な事項	10
第三	国際戦略総合特別区域の指定及び地域活性化総合特別区域の指定に関する 基本的な事項	11
1	総合特区の指定に関する基本的な事項	11
2	総合特区の指定基準	11
3	総合特区の指定申請手続に関する基本的な事項	13
4	総合特区の指定手続に関する基本的な事項	16
5	地域協議会に関する基本的な事項	17
第四	国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定 に関する基本的な事項	18
1	総合特区計画の認定に関する基本方針	18
2	その他総合特区計画に関する基本的な事項	22
第五	総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に 関し政府が講ずべき措置についての計画	23
1	規制の特例措置	23
2	国際戦略総合特区における税制上の支援措置	24
3	地域活性化総合特区における税制上の支援措置	27
4	総合特区における財政上の支援措置	28
5	総合特区における金融上の支援措置	29
6	その他の特例措置	31
第六	その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進 に関し必要な事項	32
1	総合特区の指定申請のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）	32
2	透明性の確保	32
別表 1	（国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置）	34
別表 2	（地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置）	37

総合特別区域基本方針

総合特別区域（以下「総合特区」という。）において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づき、総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針として、総合特別区域基本方針（以下「本方針」という。）を定める。

第一 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項

1 総合特区制度の意義

総合特区制度は、政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政策資源を集中させることにより、国際戦略総合特別区域（以下「国際戦略総合特区」という。）については産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特別区域（以下「地域活性化総合特区」という。）については地域の活性化を推進し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るものである。

具体的には、地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置（以下「規制の特例措置等」という。）により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、国際戦略総合特区にあっては法第 11 条に、地域活性化総合特区にあっては法第 34 条に基づき、総合特区ごとに組織される国と地方の協議会（以下「国と地方の協議会」という。）で国と地域の協働プロジェクトとして推進するものである。

総合特区は、地域が目指す政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては法第 9 条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては法第 32 条に基づく地域活性化方針（以下「総合特区推進方針」という。）としてそれぞれ定めた上で、必要となる規制の特例措置等の在り方について、国と地方の協議会を通じ、政府の関係行政機関（以下「関係府省」という。）からの代替案の提示も含め、国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等について、法第 12 条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は法第 35 条に基づく地域活性化総合特別区域計画（以下「総合特区計画」という。）として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することを旨としている。

このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待される。

ア) 政策課題の解決に有効と考えられる先駆的な取組で、地域資源を活用する等、実

現可能性が高い区域を厳選して政策資源を集中し、規制の特例措置等を総合的に講じることにより、我が国の成長戦略実現のための政策課題解決の突破口とする。

イ) 関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。

2 国際戦略総合特区を通じた産業の国際競争力強化の意義

強い経済を実現するためには、産業の国際競争力の強化を通じて安定した内需と外需を創造し、富が広く循環する経済構造を築くことが重要である。

国際戦略総合特区は、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、地方公共団体及び民間事業者が連携した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際競争力の強化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行うものである。

これにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものである。

3 地域活性化総合特区を通じた地域の活性化の推進の意義

産業構造等の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化を受け、近年、地域の活性化が我が国の成長戦略実現のための喫緊の課題となっている。

地域活性化総合特区は、農業、観光業その他の産業の振興のため、新たなビジネスモデルや市場の創出を図る取組、急速な少子高齢化の進展等により、人口が減少し、高齢者の割合が急増していく中で、高齢者が安心して生活し活躍することができる社会、かつ、誰もが安心して子どもを育てることのできる、経済社会情勢の変化に対応した社会の構築を図る取組に対して、地域の活性化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行うものである。

これにより、地域の活性化に伴う経済効果の周辺地域への波及や先駆的な取組による課題解決モデルの構築等を通じ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものである。

4 総合特区制度により実現すべき目標

総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。

総合特区制度の創設に先立ち、地域から募集した提案を踏まえれば、これらの目標に資するものとして、地域において取り組んでいる分野としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

ア) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

- (a) 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成
- (b) 地域をエネルギー供給源とすることによる再生
- (c) 国家戦略としての資源リサイクル
- イ) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
 - (a) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成
 - (b) 医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムづくり
- ウ) アジア経済戦略
 - (a) 日本のアジア拠点化（グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み）
 - (b) 先進的な産業・研究開発拠点の形成
 - (c) 国際物流拠点等の国際競争力の強化
 - (d) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信
- エ) 観光立国・地域活性化戦略
 - (a) 観光立国の推進
 - (b) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化
 - (c) 森林・林業の再生と中山間地域の保全

また、東日本大震災によって被災した地域や、震災の影響を受けた地域における総合特区制度の運用に当たっては、震災の影響を十分に考慮した運用を行うこととする。

なお、総合特区制度の運用に当たっては、法第8条又は法第31条等に基づく民間等からの提案制度、法第19条又は法第42条に基づく地域協議会（以下「地域協議会」という。）の活用等により、地域の実情に最も精通した住民、NPO、民間企業などの民間主体の知恵や資金、創意工夫が最大限いかされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特区における取組に主体的に参画できるよう十分配慮することが必要である。その上で、民間主体と地方公共団体との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援するものである。その際、都市と地方の間で、ヒト・モノ・カネの交流・連携を通じ、地域間の共生を図ることも重要である。

第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 政府における推進体制

① 総合特別区域推進本部の役割

総合特別区域推進本部（以下「本部」という。）においては、総合特区の円滑かつ確実な実施のための総合調整及び規制の特例措置等の整備を推進する。

関係府省は、本部意見として取りまとめられた事項及び本部決定された事項に関し、縦割りを排して密接に連携し、地域の総意に基づく取組を総合的に支援するものとする。

② 総合特区推進ワーキンググループ

本部における議論を機動的かつ迅速に進めるため、本部の下において、総合特別区域担当大臣（法第 63 条の総合特別区域担当大臣が任命されている場合は当該大臣。）を座長とし、各府省の副大臣又は大臣政務官等のうち、それぞれ各府省の大臣（国家公安委員会においては国家公安委員会委員長）の指定する者により構成される総合特別区域推進ワーキンググループ（以下「推進 WG」という。）を設置し、機動的に開催する。

推進 WG の副座長は、総合特別区域担当大臣の指名する副大臣又は大臣政務官が務める。推進 WG の座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

推進 WG においては、総合特区の指定その他の本部の意見を踏まえ、本部の議を経ることとされている事項について整理するとともに、国と地方の協議会における協議状況や規制の特例措置等の活用状況等総合特区制度に基づく諸活動に関する情報を収集し、必要に応じ、助言等を行う。併せて、本方針又は本部の決定に基づき、総合特区制度に係る手続において、承認等を行うとともに、関係機関との調整等の機能を担うことができるものとする。

③ 内閣官房、内閣府及び各省庁の連携

総合特区制度の推進に当たっては、本部の事務を処理する内閣官房（以下「内閣官房」という。）において、規制の特例措置等の提案の受付、本方針の変更、推進 WG の庶務その他の本部に関する事務を行い、国と地方の協議会の庶務を処理する内閣府（以下「内閣府」という。）において、総合特区の指定、国際競争力強化方針又は地域活性化方針の策定、総合特区計画の認定その他の法に基づき内閣総理大臣が行う指定又は認定に関する事務を行う。

関係府省は、内閣官房及び内閣府と緊密に連携し、地域の責任ある戦略に基づく取組が実現するよう、地域からの提案の実現に向け、最大限努力するものとする。

内閣官房及び内閣府は、関係府省の施策間の総合的な調整を図るものとする。特に、内閣府設置法第 9 条に基づき設置された内閣府特命担当大臣は、同法第 12 条に基づき、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるほか、勧告し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができる。

また、総合特区制度の推進に関連し、各地域の実情に応じた課題の把握や相談への対応等については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携して行うものとする。

④ 総合特区評価・調査検討会

内閣府は、総合特区制度の運用の透明性・公平性・中立性を高めるため、有識者により構成する「総合特別区域評価・調査検討会」（以下「評価・調査検討会」という。）を開催し、総合特区の指定及び第二の 5 に示す総合特区の評価等に関してその知見を活用するものとする。

2 総合特区に係る規制の特例措置等の提案の受付及び対応に関する基本方針

① 総合特区に係る規制の特例措置等の提案制度の概要

総合特区制度においては、総合特区として指定された区域における政策課題の解決に資する規制・制度改革として、現場の声をより重視した規制・制度改革を実現するため、地方公共団体が総合特区の指定申請をする際等に、あらゆる分野の国の規制・制度に関し、規制の特例措置等の提案をできることとしている。

政府は、当該地方公共団体が総合特区として指定され、又は既に指定されている場合、地方公共団体等から提出された提案を受け、第二の2⑤に示すところにより、規制の特例措置等の検討を行うこととなる。

② 総合特区に係る規制の特例措置等の提案の対象

提案の対象とする規制・制度は、許認可等による具体的な制限のみでなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するもの全てを対象とする。また、必要となる施策体系が存在しない場合、そのような新しい施策体系の導入に係る提案も対象とする。

具体的には、規制の改革（過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む。）、国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化、国の関係機関の業務の見直し、国の制度、事務手続の見直し（税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続の簡素化等）等に関する提案を全て受け付けるものとする。

ただし、単に当該総合特区に係る取組又は事業への国の支援を求める提案ではなく、規制の改革を始めとして、既存の施策体系の改善につながる提案を対象とすることとする。

③ 総合特区に係る規制の特例措置等の提案受付の方法

提案の受付は、内閣官房が、内閣府において行う第三の3に示す総合特区の指定申請の受付と連携を取りながら行うものとする。また、内閣官房は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省は、内閣官房が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、総合特区制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、総合特区の指定申請をしようとする地方公共団体の提案については、原則として、第三の3に示す指定申請の受付と同時に行うものとし、既に総合特区の指定を受けている場合にあっては、原則として通年で受け付けることとする。

④ 総合特区に係る規制の特例措置等の提案の方法

提案は、法第10条又は法第33条に基づき、総合特区の指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会が組織されている場合に限る。）又は既に総合特区の指定を受けている地方公共団体（以下「提案団体」という。）から行うことができる。

提案団体は、提案を行う場合には、提案内容等を記載した提案書を内閣官房に提出するものとする。ただし、総合特区の指定申請をしようとする提案団体による提案書は、

総合特区の指定申請書に添えて、併せて内閣府に提出することができるものとする。

提案書には、原則として、以下の事項を記載するものとする。

i) 提案団体名（総合特区の指定申請を、地方公共団体と地方公共団体以外の団体の共同により行う場合は、当該各団体の連名）

ii) 提案内容

iii) 併せて指定申請する総合特区の取組との関係（既に総合特区の指定を受けている提案団体からの提案の場合は、当該総合特区に係る取組との関係）

なお、提案を踏まえた協議の円滑化を図るため、提案に際しては、地域協議会等を通じ、提案内容について、関係主体の合意を得ていることが望ましい。その場合は、地域協議会における協議の結果等関係主体の合意を示す書類を提案書に添付するものとする。

また、総合特区制度による新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者（民間企業、NPO、個人事業主等の民間主体を含む。）は、総合特区制度を活用した事業を実施しようとする場合に、地方公共団体に対して、提案の要請を行うことができることとされている。ただし、地方公共団体が、総合特区の指定申請をしようとする場合等に限り規制の特例措置等の提案が可能であることに鑑み、民間主体が規制の特例措置等の提案を地方公共団体に要請する場合には、第三の3⑥に示す総合特区の指定申請の提案も併せて行うことを原則とする。

この他、詳細な提案書の記載方法その他の提案に係る手続の手引については、本部のホームページ等において公開する。

⑤ 総合特区に係る規制の特例措置等の提案を受けた政府の対応

地方公共団体から、総合特区の指定申請と併せて提出された提案については、内閣府が当該申請に係る総合特区の指定を行った場合には、国と地方の協議会における協議の議題とするものとする。既に総合特区に指定されている地方公共団体から提出された提案についてもこれと同様とする。

関係府省は、国と地方の協議会の協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

特に、条例で法令の特例を創設する提案は、地方公共団体が地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係府省はこのことを十分踏まえて協議を行うものとする。

3 総合特区推進方針に関する基本的な事項

① 総合特区推進方針の意義及び目的

総合特区の指定に際しては、法第9条に基づく国際競争力強化方針又は法第32条に基づく地域活性化方針（総合特区推進方針）が、それぞれ定められる。

総合特区推進方針は、総合特区について、国と地方が政策課題や解決の方向性を共有し、協働プロジェクトとして推進する方向性を定めることを目的とするものである。

このため、第三の3に示す総合特区の指定申請書（以下「指定申請書」という。）に記載された事項のうち、総合特区により実現を図る目標、包括的・戦略的な政策課題及び

その解決策については、指定申請書の記載内容に基づき総合特区推進方針に記載することを基本とする。これらの事項について、指定申請書の記載内容から大幅な修正、追加、削除を伴う場合には、申請主体と十分な協議を行い、申請主体の同意が得られていることが必要である。

② 総合特区推進方針の策定手続

総合特区推進方針の策定に当たっては、指定申請書及び内閣官房に併せて提出された規制の特例措置等の提案書（申請主体から提出されている場合に限る。）に基づき、内閣府が関係府省と調整した上で、総合特区の指定手続とともに、推進WGの議を経て、法第9条第3項又は法第32条第3項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が定める。

③ 総合特区推進方針の記載事項

総合特区推進方針は、法第9条第2項又は法第32条第2項に基づく事項を記載する。具体的には、以下の事項を記載するものとする。

- i) 目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
（法第9条第2項第1号又は法第32条第2項第1号関係）
 - ア) 総合特区により実現を図る目標
 - イ) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題と解決策
- ii) 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的事項（同第2号関係）
- iii) その他必要な事項（同第3号関係）

なお、指定申請書において、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域が設定されている場合には、その内容についても、iii)に記載することとを原則とする。

4 国と地方の協議会に関する基本的な事項

① 国と地方の協議会の目的

総合特区における取組については、政策課題と解決の方向性を国と地域で共有し、協働プロジェクトとして実施することとしている。このため、総合特区制度では、総合特区ごとに、関係府省及び指定地方公共団体に加え、必要に応じ、当該総合特区における事業の実施主体等を構成員とする国と地方の協議会を組織することとしている。

国と地方の協議会は、総合特区の指定後、総合特区推進方針に基づき、協議会で協議をするべき事項及び構成員を定めた上で、速やかに組織するものとする。なお、協議会の庶務については、法第11条第9項又は法第34条第9項に基づき、内閣府において処理する。

国と地方の協議会は、法第11条第1項又は法第34条第1項に基づき、総合特区において実施される事業に必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の施策の推進に関し必要な協議を行う。具体的には、当該総合特区の指定地方公共団体から提案された規制

の特例措置等の整備に関する協議を行うほか、第2の5に示す総合特区及び規制の特例措置等の評価結果の審議を行う。

国と地方の協議会においては、関係府省、地方公共団体と地域の実施主体等が政策課題と解決の方向性を共有し、自らの権限や利益のみに拘泥することなく、地域の立場に立って、政策課題の解決に向けた措置を真摯に検討することが必要である。

また、構成員である関係府省は、新たな規制の特例措置等に関する提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制の特例措置等の一層の充実・強化を図らなければならない。特に規制の特例措置に係る提案については、地域の提案に対して、関係省庁は、代替措置の提案も含め、前向きな議論を実施するものとし、仮に当該提案の実現が困難である場合には、明確な根拠を示すことにより、説明責任を果たすものとする。

一方、地方公共団体や地域の実施主体等は、国と地方の協議会が、単に当該総合特区に係る取組又は事業への国の支援の要望を行う場ではなく、政策課題の解決に向けた規制の特例措置等について協議する場であることを念頭に、協議に参画することが必要である。

これらを通じて、総合特区における地域の取組を突破口として、関係府省が所管する行政分野の施策が今後の経済・社会の変化に対応した産業の国際競争力強化又は地域活性化の推進に向け進化・充実していくことが期待される。

② 国と地方の協議会の協議の進め方

国と地方の協議会の運営に当たっては、効率的かつ効果的な運営を図るものとし、協議事項ごとに分割した会議の開催による個々の会議の出席者及び人数の合理化や、複数の総合特区に係る類似の議題を扱う会議の合同開催等による開催の効率化等の工夫を適宜行うほか、ICT等も活用した迅速な意思決定体制を整えることが望ましい。

国と地方の協議会の構成員は、速やかに協議が調うよう努めるものとする。また、協議の結果については文書として取りまとめることとし、構成員は、法第11条第8項又は法第34条第8項に基づき、これを尊重しなければならない。

また、国と地方の協議会に関する地域における対応の準備等については、地域の要望に応じ、内閣府及び地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等が支援を行うものとする。

③ 国と地方の協議会の構成員

国と地方の協議会は、法第11条第1項又は法第34条第1項に基づき、以下により構成される。

ア) 内閣総理大臣

イ) 内閣総理大臣の指定する国務大臣

ウ) 指定地方公共団体の長

これらに加え、それぞれ同条第4項に基づき、以下の構成員を加えることができる。

エ) 指定地方公共団体以外の地方公共団体の長

オ) その他の執行機関

カ) 地域協議会を代表する者

キ) 法第 8 条第 3 項に基づく特定国際戦略事業又は法第 31 条第 3 項に基づく特定地域活性化事業（以下「特定総合特区事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

ク) その他事業の実施に関し密接な関係を有する者

なお、イ) の国務大臣を指定するに当たっては、当該国と地方の協議会の協議する事項に関連する単独又は複数の大臣を指定するものとする。

また、協議を進める中で、当初想定していた以外の大臣を構成員とすることが望ましいことが明らかとなった場合には、速やかに当該大臣を追加指定するものとする。

④ 国と地方の協議会の協議を行うための会議

国と地方の協議会は、法第 11 条第 5 項又は法第 34 条第 5 項に基づき、協議を行うための会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。

会議は、第 2 の 4 ③に記載する国と地方の協議会の構成員又は以下の者により構成する。エ) ～ク) については、対応する者が当該国と地方の協議会の構成員となっている場合に限る。）

ア) 内閣総理大臣の指名する者

イ) 内閣総理大臣の指定する国務大臣の指名する者

ウ) 指定地方公共団体の長の指名する者

エ) 指定地方公共団体以外の地方公共団体の長の指名する者

オ) その他の執行機関の指名する者

カ) 地域協議会を代表する者の指名する者

キ) 特定総合特区事業を実施し、又は実施すると見込まれる者の指名する者

ク) その他事業の実施に関し密接な関係を有する者の指名する者

5 総合特区の評価に関する基本的な事項

① 評価の対象

総合特区については、総合特区計画の認定後、一定期間ごとにその評価を行うものとする。その際、当該総合特区に係る提案に基づき実現した規制の特例措置等についても、併せて評価を行うものとする。

② 評価の時期

原則として、当該総合特区に係る最初の総合特区計画が認定されてから 1 年を経過した時点の年度末までに最初の評価を行い、以降、原則として 1 年ごとに評価を行うものとする。ただし、当該総合特区に係る国と地方の協議会において別の定めがなされた場合はこの限りではない。

③ 評価の方法

総合特区の評価は、当該総合特区に係る指定地方公共団体及び当該総合特区計画に基づく事業を実施する者（以下「総合特区実施主体」という。）が自ら行い、指定地方公共

団体が評価結果を評価書として取りまとめることを基本とする。評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う。

また、当該総合特区に係る国と地方の協議会における協議を通じて実現した規制の特例措置等に関する評価については、当該規制の特例措置等を活用した事業に関する評価書が取りまとめられた場合、当該評価書等を踏まえ、当該規制の特例措置等を所管する省庁が行うことを基本とする。ただし、複数の省庁にまたがる規制の特例措置等の評価については、内閣府が関係府省と協力してこれを行う。

これらの評価結果については、原則として、国と地方の協議会における審議を経て、評価・調査検討会において調査・検討を行った後に、推進 WG に報告し、速やかに公表するものとする。

④ 評価結果の反映

これらの評価結果については、関係府省の施策に適切に反映するほか、関係する総合特区において実施する事業に適切に反映する。

この際、総合特区の評価結果を踏まえ、指定区域の全部又は一部が第三の 2 に示す指定基準に適合しなくなると認めるときは、国と地方の協議会等を通じ、指定地方公共団体その他の総合特区実施主体等の意見を聴取し、推進 WG の議を経て、法第 8 条第 10 項又は法第 31 条第 10 項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が総合特区の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。

また、規制の特例措置については、規制の特例措置等の評価結果を踏まえ、内閣官房及び関係府省において、適切な対応を行うものとする。

また、税制上の支援措置については年度ごとの税制改正を、財政上・金融上の支援措置については、年度ごとの予算編成をそれぞれ経て、政策に反映されることに留意した対応を行う。

6 関連する施策との連携に関する基本的な事項

① 都市の国際競争力の強化に関する施策との連携

関係府省及び地方公共団体は、産業の国際競争力の強化に関する施策を、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく特定都市再生緊急整備地域制度等、都市の国際競争力の強化を図るために必要な施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進することとする。

② 経済社会の構造改革の推進に関する施策との連携

関係府省及び地方公共団体は、各地域が総合特区において目指す政策課題の解決等に向けて規制の特例措置を整備するに際しては、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく構造改革特別区域制度等、経済社会の構造改革の推進を図る施策と連携を図っていくこととする。

③ 地域の活力の再生に関する施策との連携

関係府省及び地方公共団体は、地域活性化総合特区において各地域が解決を目指す政策課題等を踏まえ、地域の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するに当たり、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく地域再生制度が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する制度であることを念頭に、密接な連携を図っていくこととする。

④ その他の関連する施策との連携

関係府省は、総合特区における政策課題とその解決方向を地域と共有し、地域の責任ある戦略が実現するよう、内閣官房及び内閣府と緊密に連携し、積極的に対応するものとする。

また、国際戦略総合特区における企業誘致等に当たっては、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど、関連制度間の緊密な連携による相乗効果をうみ出しながらグローバル企業等の誘致を推進することとする。

第三 国際戦略総合特別区域の指定及び地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項

1 総合特区の指定に関する基本的な事項

法第 8 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項に基づき、当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域であって、第三の 2 に示す総合特区の指定基準に該当すると見込まれるものについて、それぞれ国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区として指定する。

総合特区の指定に当たっては、我が国の現下の財政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限にいかすため、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選し、国と地域の政策資源を集中させることとする。

特に、国際戦略総合特区については、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選するため、その指定数は 5 箇所程度を目安とするものとする。

また、総合特区制度の円滑な導入を図るため、特に初年度においては絞り込んで指定を行う。

2 総合特区の指定基準

法第 8 条第 1 項各号又は法第 31 条第 1 項各号に掲げる総合特区の指定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 基本方針に適合するものであること。(第1号基準)

総合特区の意義及び目標に照らし、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選するとの観点から、内閣府が受理した総合特区の指定申請書及び添付資料により、以下の6項目の基準に基づき判断する。

なお、複数の政策課題が設定されている場合は、個々の政策課題と、それに対応する解決策及び事業に関し、それぞれ判断することとなる。

i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること

単に国の支援措置のみを求めるものではなく、国と地域で共有し、協働プロジェクトとして推進することができる包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示がなされていること、提示されている解決策が政策課題の解決に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

ii) 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること

政策課題の解決に有効なものとして、同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組に比して先駆的と認められる取組が提示されていること、それらの取組について、関係者の合意形成が整い事業実施段階にある等熟度が高く、実現可能性が高いものと認められることをもって判断する。

iii) 取組の実現を支える地域資源等が存在すること

地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組又は事業が提示されていることをもって判断する。

iv) 有効な国の規制・制度改革の提案があること

指定申請に併せ、第二の2に基づく国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がなされており、提案の内容が政策課題の解決策として提示された内容に合致していることをもって判断する。

v) 地域の責任ある関与があること

地域の自発性、自立性、主体性を重視する観点から、地域独自の税制・財政・金融上の支援措置、地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定、地方公共団体等における体制の強化等の地域の関与が示されていること、指定申請書に示されている目標に対する評価が適切に実施されることが明らかであることをもって判断する。

なお、評価については、地方公共団体による自己評価のみではなく、地域協議会における協議や地域住民の参加等より客観的な評価手続を明記していることが望ましい。

vi) 運営母体が明確であること

真に国際競争力の強化や地域の活性化につながる取組を行うに当たっては、取組の主体である地方公共団体と特定総合特区事業の予定実施主体等が、明確な役割分担の下に

連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要であることに鑑み、運営母体として、法に基づく地域協議会が組織され、総合特区としての取組に係る基本方向や関係者の役割分担について合意形成が図られていることをもって判断する。

なお、思い切った規制の特例措置の実現や規制の特例措置を活用した事業の実施に当たっては、利害関係を有する団体についても、事業の構想・計画段階から意見交換や調整を行うことが重要であるため、このような団体も、地域協議会の構成員となっていることが望ましい。

② 当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。(第2号基準)

国際戦略総合特区にあっては、指定申請書に記載されている事業の実施による目標の達成が、産業の国際競争力の強化に寄与すること、具体的には、我が国の経済をけん引することが期待される産業分野において、国際レベルでの競争優位性を持ちうる拠点形成に資することにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することをもって判断する。

また、地域活性化総合特区にあっては、指定申請書に記載されている事業の実施による目標の達成が、地域の活性化に寄与し、経済効果の周辺地域への波及や、先駆的な取組による課題解決モデルの構築等を通じ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することをもって判断する。

これらの判断に当たっては、事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案するものとする。

3 総合特区の指定申請手続に関する基本的な事項

① 指定申請の受付時期

総合特区の指定申請を行うことができる期間は、通年とする。

内閣府は、指定申請を受理した際は、毎年3月末までに受理したものの指定については同年7月末までに、9月末までに受理したものの指定については翌年1月末までに行うことを原則として、必要な手続を進めるものとする。ただし、総合特区制度の円滑な導入を図るため、制度導入初年度である平成23年度においてはこの限りではない。

なお、一度行われた指定申請の内容の追加又は変更については、いつでも行うことができるものとする。この場合、指定申請の受理日は、追加又は変更がなされた後の指定申請書を受理した日とする。

② 指定申請の主体

総合特区の指定申請をしようとする主体（以下「指定申請主体」という。）は、以下のいずれかによるものとする。

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
- イ) 複数の市町村の共同
- ウ) 都道府県単独
- エ) 複数の都道府県の共同
- オ) 都道府県と市町村の共同
- カ) その他法第2条第5項の地方公共団体として位置付けられている団体
- キ) ア)～オ)のいずれかと、カ)の団体との共同
- ク) ア)～キ)のいずれかと、総合特区内において事業を実施する実施主体（地方公共団体を除く。以下「民間実施主体」という。）の共同

なお、法第8条第2項及び法第31条第2項に基づく指定申請の手続は、指定申請主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。

③ 指定申請書等の作成

指定申請に当たっては、法第8条第2項又は法第31条第2項並びに総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号。以下「施行規則」という。）第8条又は第26条に基づき、指定申請書及び添付図書を作成するものとする。指定申請書には、以下の事項を記載するものとする。

i) 指定申請に係る区域の範囲

（法第8条第2項第1号又は法第31条第2項第1号関係）

- ア) 総合特区として見込む区域の範囲
- イ) ア)の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ設定）
- ウ) 区域設定の根拠

ii) 産業の国際競争力の強化に関する目標又は地域の活性化に関する目標及び目標を達成するために取り組むべき政策課題（同第2号関係）

- ア) 総合特区により実現を図る目標
- イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策
- ウ) 取組の実現を支える地域資源等の概要

iii) 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容（同第3号関係）

- ア) 行おうとする事業の内容
- イ) 地域の責任ある関与の概要
- ウ) 事業全体のおおむねのスケジュール

なお、ii)ア)の「目標」の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示（おおむね5年以内を目安に、適切に設定等）されている等、できる限り具体的に記載することが望ましい。

施行規則に基づき、指定申請に当たっては、指定申請書に加え、以下の図書を添付するものとする。

- i) 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

- ii) 法第 8 条又は法第 31 条に基づく指定申請の提案を踏まえて行われた指定申請に際しては、当該提案の概要
- iii) 関係地方公共団体の意見の概要（地域協議会における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）
- iv) 新たな規制の特例措置等の提案と併せて指定申請を行う場合は、当該提案の概要
なお、第二の 2 ⑤に基づく提案書を指定申請書に添えて内閣府に提出する場合には、当該提案書でもって、iv) の提案の概要に替えることができる。

また、指定申請書の参考資料として、以下の事項について記載した書類を添付することができる。

- i) 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧
- ii) 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧

この他、詳細な指定申請書等の記載方法の手引については、本部のホームページ等において公開する。

④ 地域協議会における協議及び関係地方公共団体の意見聴取

第三の 2 に示すとおり、総合特区として指定されるためには、地域協議会が設置されていることが必要条件となる。このため、指定申請主体は、指定申請をしようとするときは、原則として、法第 8 条第 5 項又は法 31 条第 5 項に基づき、地域協議会における協議を経る必要がある。その際は、法第 8 条第 6 項又は法第 31 条第 6 項に基づき、当該協議の概要を指定申請書に添付しなければならない。

また、指定申請主体は、法第 8 条第 5 項又は法第 31 条第 5 項に基づき、関係地方公共団体の意見を聴き、法第 8 条第 6 項又は法第 31 条第 6 項に基づき、指定申請に際し当該意見の概要を添付しなければならない。

意見を聴くべき関係地方公共団体としては、例えば、都道府県が総合特区の指定申請を行う場合にあっては、その申請に係る区域に存する市町村が該当すると考えられるが、どの地方公共団体が関係地方公共団体に該当するかの判断については、指定申請主体たる地方公共団体の判断によるものとする。

なお、指定申請主体に含まれる地方公共団体及び地域協議会の構成員となっている地方公共団体については、指定申請の段階でその意見が十分に反映されているものと考えられるため、改めて意見を聴く必要はない。

⑤ 指定申請区域の範囲

法第 8 条第 2 項第 1 号又は法第 31 条第 2 項第 1 号に示す指定申請に係る区域の範囲の設定に当たっては、総合特区の指定基準に即した区域設定が必要である。

指定申請に際して定める区域は、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本とする。一方、地域活性化総合特区については、取組の内容に応じ、柔軟に設定してもよいものとする。

また、指定申請に当たっては、一つの取組と認められる場合には、複数区域にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）してもよいものとするほか、複数の取組が連携して行

うことで相乗効果が得られる場合には、それら複数の取組をまとめて一つの区域として設定してもよいものとする。ただし、複数の取組が連携した取組については、連携の必然性と実体が認められ、かつ、個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしている場合について、一つの総合特区として指定するものとする。

なお、各地域の戦略に応じて、個別の規制の特例措置等ごとに、当該措置の適用を想定する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定してもよいものとする。

なお、指定申請書の作成に当たっては、区域の範囲と併せ、区域設定の根拠となる考え方も整理し、指定申請書に記載することとする。

⑥ 民間等による法第 8 条又は法第 31 条に基づく指定申請の提案

特定総合特区事業を実施しようとする者又は特定総合特区事業の実施に関し密接な関係を有する者（民間企業、NPO、個人事業主等の民間主体を含む。）は、地方公共団体に対して、法第 8 条第 3 項又は法第 31 条第 3 項に基づき、指定申請の提案をすることができる。

指定申請の提案をする際は、原則として、指定申請書の案を作成して行うものとする。また、規制の特例措置等の提案の要請を同時に行う場合は、当該指定申請書の案に、当該措置に係る提案要請書を添付し、行うこととする。

地方公共団体が指定申請の提案を受けた場合は、法第 8 条第 4 項又は法第 31 条第 4 項に基づき、指定申請の可否について、遅滞なく、提案者に通知しなければならない。また、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

なお、地方公共団体においては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条に基づき、民間主体による提案に基づく指定申請の可否を通知するまでの標準処理期間を定めることが望ましい。

4 総合特区の指定手続に関する基本的な事項

総合特区の指定に当たっては、指定が恣意的にならないよう、指定審査過程の透明性を確保することとする。

総合特区の指定申請主体より提出された指定申請書（併せて規制の特例措置等の提案書が提出されている場合は、当該指定申請書及び当該提案書）に基づき、第三の 2 に示した指定基準に照らし、内閣府において、取組の分野に応じた有識者の意見を聞いた上で、客観的な評価を行う。

この評価を踏まえ、評価・調査検討会において調査・検討を行った後に、推進 WG の議を経て、法第 8 条第 7 項又は法第 31 条第 7 項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が指定する。

内閣府は、これらの評価、選定の過程を、インターネット等を通じ、速やかに公開するものとする。

なお、指定申請が行われた場合において、第三の 2 に示した総合特区の指定基準に該当しないと見込まれるときは、総合特区の指定を行わないものとする。

この場合、内閣府は、総合特区の指定基準に照らし不足すると認められる事項について、指定申請主体に伝えることとする。内閣府は、その後、地域が目指す産業の国際競争力の強化又は地域の活性化の実現に向け、総合特区制度の活用のみならず、構造改革特区制度、地域再生制度その他の地域活性化施策の活用に係る助言その他の支援を適切に実施するものとする。その際、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携しつつ、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化のための取組とも連携し、地域の実情に応じた適切な支援を実施する。

なお、指定申請に併せて提案された規制の特例措置が実現しない場合には、取組全体の実現可能性に大きな影響を与えることも想定されるが、総合特区制度は、政策課題解決の方向性を国と地域で共有し、提案された規制の特例措置については、国と地方との協議会を通じて代替措置の提案も含めた前向きな議論を行う仕組みであることに十分留意し、政策課題解決の方向性を国と地域で共有できる場合には、提案された規制の特例措置の実現が指定申請段階で不確定であることのみをもって、指定手続の進捗をいたずらに遅らせることがないよう配慮すること。

5 地域協議会に関する基本的な事項

① 地域協議会の目的

総合特区を活用する事業の多くは、地方公共団体と民間実施主体が連携して行うものとなる。真に国際競争力の強化や地域の活性化につながる取組を行うに当たっては、取組の主体である地方公共団体と民間実施主体が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要である。

このため、法第19条第1項又は法第42条第1項に基づく地域協議会は、地域の関係団体や利害関係者が一体となった推進体制を確立することを目的として組織されることが望ましい。

また、地域協議会は、当該地域が総合特区として指定された後も、次のような事項について協議を行うこととなる。

ア) 国と地方の協議会における協議への対応

国と地方の協議会の構成員である指定地方公共団体を通じ、又は、地域協議会の代表者が構成員となることにより、国と地方の協議会において、地域協議会がとりまとめた地域の意見を表明する。

イ) 総合特区計画の作成・変更

国と地方の協議会における協議を踏まえた当該総合特区における新たな規制の特例措置等の適用等に際して必要となる総合特区計画の作成・変更に向けた協議を行う。

ウ) その他、総合特区計画の実施に関し必要な事項

その他、総合特区計画の実施に関して必要になる事項として、

- ・ 総合特区計画に位置付けられた事業実施に際しての関係機関の間の調整
- ・ 総合特区計画に基づく事業の実施状況の評価の実施
- ・ これに基づくさらなる規制の特例措置等の提案

等に係る協議を行う。

② 地域協議会の構成員

地域協議会の構成員は、法第 19 条第 2 項又は法第 42 条第 2 項に基づき、以下により構成される。

- ア) 総合特区の指定申請を行おうとする地方公共団体（共同申請の場合は、指定申請主体に含まれる全ての地方公共団体となる。）
 - イ) 特定総合特区事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- これに加え、それぞれ同条第 3 項に基づき、以下の構成員を加えることができる。
- ウ) 総合特区計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
 - エ) その他当該地方公共団体が必要と認める者

なお、ウの「密接な関係を有する者」としては、地方公共団体が実施主体として実施する特定総合特区事業に密接に関連する民間実施主体や、特定総合特区事業に密接に関連する地域の経済団体、金融機関、地域で活動する NPO などを想定している。また、思い切った規制の特例措置の実現や規制の特例措置を活用した事業の実施に当たっては、利害関係を有する団体についても、事業の構想・計画段階から意見交換や調整を行うことが重要であるため、このような団体についても、地域協議会を構成する一員となっていることが望ましい。

③ 地域協議会における協議の進め方

地域協議会における協議の進め方については、法第 19 条第 11 項又は法第 42 条第 11 項に基づき、地域協議会が定めることとする。

地域協議会の運営に際しては、形式的に協議会を開催するのではなく、構成員による適切な役割や責任の分担がなされており、実質的な協議・合意形成の場となっていることが必要である。このため、ICT 等も活用した迅速な意思決定体制等が推奨される。

地域協議会における協議を行うための会議において協議が調った事項については、法第 19 条第 10 項又は法第 42 条第 10 項に基づき、構成員はその結果を尊重しなければならない。

第四 国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定に関する基本的な事項

1 総合特区計画の認定に関する基本方針

① 総合特区計画に関する基本的事項

総合特区計画は、総合特区において、規制の特例措置等のうち、

- i) 法第 2 条第 4 項の規制の特例措置
- ii) 法第 26 条及び法第 27 条又は法第 55 条に基づく課税の特例
- iii) 法第 28 条又は法第 56 条に基づく利子補給金（以下「総合特区支援利子補給金」という。）の支給

- iv) 法第 29 条又は法第 57 条に基づく財産の処分の制限に係る承認の手続の特例
- v) 法第 30 条又は法第 58 条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う業務
- vi) 第五の 4 に基づく総合特区計画に基づき実施される財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む。）

を実際に適用するために必要な事項を示すものである。当該総合特区に係る国と地方の協議会を通じて協議が調ったこれらの措置について、協議を通じて合意した、実施に必要な要件や利害関係者との調整手続等について、国と地域で互いに確認し、規制の特例措置等に係る責任の所在と役割分担を明確にするものである。

② 認定申請の主体及び手続

総合特区計画の認定申請は、法第 12 条第 1 項又は法第 35 条第 1 項に基づき、当該総合特区計画に基づく事業を実施する場所をその区域に含む指定地方公共団体が行う。

認定申請に当たっては、法第 12 条第 1 項及び第 8 項又は法第 35 条第 1 項及び第 8 項、並びに施行規則第 11 条又は第 29 条に基づく認定申請書として、第四の 1 ③に示す総合特区計画の案を作成し、以下の資料を添付して行うものとする。

- ア) 法第 3 章第 4 節又は法第 4 章第 4 節の規定による特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
- イ) 法第 12 条第 4 項又は法第 35 条第 4 項に基づき聴取した関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要
- ウ) 法第 12 条第 5 項又は法第 35 条第 5 項に基づく提案を踏まえた認定申請である場合は、当該提案の概要
- エ) 法第 12 条第 7 項又は法第 35 条第 7 項に基づき行った地域協議会における協議の概要

第五の 4 に基づく財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む。）を活用しようとする場合には、これらに加え、国と地方の協議会における協議結果を踏まえた総合特区計画に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を添付するものとする。

なお、認定申請書及び添付資料に係る詳細な記載方法の手引については、総合特区計画の詳細な記載方法に関することも含め、本部のホームページ上において公開する。

③ 総合特区計画の記載事項

法第 12 条又は法第 35 条に基づき、総合特区計画には、以下の事項を記載するものとする。

- ア) 総合特区の名称
- イ) 特定総合特区事業の実施が当該総合特区に及ぼす経済社会的効果
- ウ) 特定総合特区事業の名称
- エ) その他総合特区における産業の国際競争力の強化若しくは地域の活性化の推進に必要な事項

別紙 総合特区において実施し、又はその実施を促進しようとする特定総合特区事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの特別の措置の内容
なお、ア)、イ) 及びエ) については、記載することが望ましい事項である。

特定総合特区事業に適用する規制の特例措置等の認定の要件として定められた事項がある場合は、該当する内容を別紙に記載するものとする。

なお、総合特区推進方針に基づき、又は、国と地方の協議会における協議を通じ、個別の規制の特例措置等の適用を想定する区域を設定することとなっている場合には、該当する規制の特例措置等に関し、当該措置の適用を想定している区域に限定して適用する旨を別紙に明記することとする。

イ)については、総合特区の評価を行う際の基準とすることも勘案し、特定総合特区事業が当該総合特区に及ぼす経済的社会的効果について、数値化や効果発現時期も含め、できる限り具体的に記載することが望ましい。

また、総合特区の目標達成のために必要な事業であって、特定総合特区事業以外のもの（以下「一般総合特区事業」という。）についても、必要に応じ、エ)に記載することが望ましい。

なお、第五の4に基づく財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む。）を活用しようとする場合には、当該事業についてウ)又はエ)に記載することが必要である。関係府省は、当該事業に対して予算の範囲内で支援に努めることとする。ただし、認定を受けた総合特区計画（以下「認定総合特区計画」という。）に事業が記載されることにより、当該事業に対する財政上の支援措置の活用が担保されるものではない。

④ 地域協議会における協議及び関係地方公共団体の意見聴取

総合特区計画の認定申請に当たっては、法第12条第7項又は法第35条第7項に基づき、総合特区計画に定める事項について地域協議会における協議が必要である。

また、法第12条第4項又は法第35条第4項に基づき、認定申請に当たっては、関係地方公共団体及び当該総合特区計画に記載された特定総合特区事業の実施主体の意見を聴くこととしている。

この場合、当該地方公共団体又は実施主体が地域協議会の構成員であり、本総合特区計画に係る協議に参画している場合、当該協議におけるそれらの者の意見をもって、法第12条第4項又は法第35条第4項に基づく意見とみなし、当該協議の結果の添付をもって、当該意見を添付したものとみなすことができるものとする。

ただし、第五又は別表において、個別の規制の特例措置等ごとの認定に係る要件として、当該措置に関連する特定の事項について意見を聴くこと等の特定の手續が定められている場合はこの限りではない。

意見を聴くべき関係地方公共団体としては、例えば、都道府県による総合特区計画にあっては、その申請に係る区域に存する市町村が該当すると考えられるが、どの地方公共団体が関係地方公共団体に該当するかの判断については、指定地方公共団体の判断によるものとする。ただし、第五又は別表において、個別の規制の特例措置等ごとの認定に係る要件として、特定の地方公共団体の意見を聴くこと等の特定の手續が定められている場合はこの限りではない。

⑤ 実施主体による提案及び対応

法第12条第5項又は法第35条第5項等に基づき、特定総合特区事業を実施しようと

する者は、当該総合特区に係る指定地方公共団体に対し、当該特定総合特区事業をその内容に含む総合特区計画の作成・変更について提案することができる。

提案に際しては、総合特区計画の案（変更の場合は変更案）をもって行うことを原則とする。また、特定総合特区事業を実施しようとする者は、法第 19 条第 2 項又は法第 42 条第 2 項に基づき、地域協議会の構成員となるため、地域協議会の構成員以外の者が提案するに際しては、事前に地域協議会への参画を図ることが望ましい。

法第 12 条第 6 項又は法第 35 条第 6 項に基づき、指定地方公共団体は、提案を受けた場合、総合特区計画を作成又は変更する必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案者に通知しなければならない。

⑥ 総合特区計画の認定基準

法第 12 条第 10 項各号又は法第 35 条第 10 項各号に定める基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

i) 基本方針及び総合特区推進方針に適合するものであること（第 1 号基準）

本方針及び総合特区推進方針のうち、以下に示す項目に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

- a) 当該総合特区に係る総合特区推進方針に合致していること
- b) 国と地方の協議会における協議結果と整合していること
- c) 個別の規制の特例措置等の実施に係る要件、手続が満たされていること

ii) 当該総合特区計画の実施が当該総合特区における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に相当程度寄与するものであると認められること（第 2 号基準）

産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が特定総合特区事業又は一般総合特区事業として記載されていることをもって判断する。

なお、反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が特定総合特区事業又は一般総合特区事業として記載されている計画については、認定しないものとする。

iii) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第 3 号基準）

特定総合特区事業及び一般総合特区事業について、総合特区計画が認定された場合に、

- ア) 事業が具体化されていること
 - イ) 事業の実施スケジュールが明確であること
- をもって判断する。

⑦ 関係行政機関の長による同意の手続

内閣総理大臣は、指定地方公共団体から申請のあった総合特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第 12 条第 12 項又は法第 35 条第 12 項に基づき、総合特区計画に記載された個別の規制の特例措置等について関係府省の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

法第 3 章第 4 節の規定による規制の特例措置については、関係府省の長は、総合特区計画に記載された特例措置の内容が別表 1 又は別表 2 に定める「同意の要件」及びこれ

について規定した別表1又は別表2に即して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、総合特区計画に記載された特例措置の内容が別表1又は別表2に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1又は別表2に即して定められる法令に反する場合を除き、同意するものとする。

その他の法第3章第4節の規定による措置（第四の1①のii）～v）の措置については、関係府省の長は、それぞれの措置ごとに第五に定める同意の条件に適合していれば、第五に定める各措置の内容及び各措置に関する法令に反する場合を除き、同意するものとする。

なお、関係府省の長が不同意と回答する場合には、総合特区計画に記載された規制の特例措置等について、どの部分が同意のための要件を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係府省の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該総合特区計画の認定を行う前に、認定申請を行った指定地方公共団体及び関係府省から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

⑧ 認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

指定地方公共団体が作成した総合特区計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても総合特区計画に記載された規制の特例措置等の一部について関係府省の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該指定地方公共団体に速やかに通知するものとする。

2 その他総合特区計画に関する基本的な事項

① 協議途上の特例措置の取扱及び総合特区計画の変更

指定地方公共団体が提案し、当該総合特区に係る国と地方の協議会において協議されている規制の特例措置等のうち、一部の措置について協議が調い、総合特区特例措置として整備された場合において、指定地方公共団体は、整備された一部の措置のみに係る総合特区計画を作成し、認定申請を行うことができるものとする。

この場合、当該国と地方の協議会における協議が進展し、これを踏まえて新たな総合特区特例措置が整備され、当該総合特区において当該総合特区特例措置を活用しようとする際には、法第14条又は第37条に基づき、総合特区計画の変更を随時行うこととする。

② 総合特区に適用される規制の特例措置等がなくなる場合の対応

規制の特例措置等が本則化（全国展開）されるか、廃止される場合、規制の特例措置の対象となる規制が存在しなくなる場合等、総合特区に適用される規制の特例措置等がなくなる場合には、次の対応によるものとする。

ア）規制の特例措置等が適用されなくなることが予定される場合には、関係府省は内閣府に時間的余裕を持ってその旨を通知するとともに、内閣府は速やかにその旨を本部のホームページ上において公開するものとする。

イ) 規制の特例措置等がなくなることに伴い、総合特区計画の変更が必要となる場合、対象となる計画を有する地方公共団体に対しては、内閣府はあらかじめ時間的余裕を持ってその旨を通知するものとする。

③ 市町村の合併に伴う対応

市町村の合併に伴い、総合特区計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合は、原則として当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には変更の申請を要しない。

第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

1 規制の特例措置

① 総合特区において講ずることとなった規制の特例措置

国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置は、別表1に、地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置は、別表2に、それぞれ示すとおりである。

地方公共団体や民間実施主体からの提案を踏まえ、国と地方の協議会を通じて、講ずることとされた規制の特例措置については、国と地方の協議会における協議を踏まえ、別表1又は別表2に適宜追加・充実していくものとする。

別表1及び別表2には、総合特区において講ずることとした規制の特例措置の内容、関係府省の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続等を定める。

内閣官房は、別表1又は別表2に掲げられた規制の特例措置を定める法令の案を作成するに当たっては、別表1又は別表2に即して作成するとともに、当該規制を所管する関係府省と所要の調整を行うものとする。法改正が必要な規制の特例措置については、総合特別区域法の一部改正案として、できる限り早期に国会へ提出するものとし、政令又は主務省令に係る規制の特例措置については、それぞれ総合特別区域法施行令（平成23年政令第243号）又は施行規則の一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行するものとする。

なお、当該関係府省は、別表1又は別表2に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通知等により付加しないものとする。

② 全国で実施することとなった規制改革

地方公共団体や民間実施主体からの提案を踏まえ、国と地方の協議会を通じて、講ずることとされた規制改革のうち、全国において規制改革を実施することとされたもの、及び第二の5に基づく規制の特例措置等の評価等を踏まえて本則化（全国展開）するこ

ととなったものについては、国と地方の協議会における協議を踏まえ、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について本部において適切に監視していくものとする。

これらの措置については、本方針において新たに作成する別表3として適宜追加することとし、関係府省は、これに基づき、法改正が必要な規制改革については、関連する法案をできる限り早期に国会へ提出するものとし、政令又は主務省令に係る規制改革については、それぞれ関係する政令又は主務省令の一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行するものとする。

③ 拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

第二の5に基づく規制の特例措置等の評価を踏まえ、規制の特例措置の拡充、是正又は廃止するものについては、別表1又は別表2を改定し、必要な法令の改正等を行うものとする。

また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更される場合には、内閣官房は、必要に応じて、規制を所管する関係府省とともに、推進WGを通じ、本部にその旨を報告するとともに、当該特例措置が記載されている総合特区計画に係る地域に通知し、所要の対応を行うものとする。

また、改定された別表1又は別表2に掲げられた規制の特例措置を定める法令の改正案を作成するに当たっては、第五の1①に準じて対応するものとする。

2 国際戦略総合特区における税制上の支援措置

① 特別償却・投資税額控除

i) 特例措置の内容

国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）が、法の施行の日（平成23年8月1日）から平成26年3月31日までの期間内に、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた、法第2条第2項第2号イの特定国際戦略事業を行うために設備等（以下に掲げるものに限る。）を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物等については25%）の特別償却又は15%（建物等については、8%）の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例措置（以下「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」という。）を適用できる。

ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。

また、同一事業年度においては、次項の所得控除制度と選択適用となる。

○対象とする設備等

ア) 認定国際戦略総合特別区域計画に定められた事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物

イ) 取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの

機械・装置：2,000万円以上

建物・附属設備・構築物：1億円以上

ii) 総合特区計画の記載事項

総合特区計画においては、法第2条第2号イの特定国際戦略事業に関する以下の事項を記載することが必要である。

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

なお、f)の事業区域は、法第3条の基本理念に基づき、当該特定国際戦略事業に係る規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第2条第2項第2号イの事業が早期に実施されることが見込まれる区域であるものを記載するものとする。

iii) 総合特区計画の同意条件

ii)に従い記載された特定国際戦略事業に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下のとおりである。

- ア) 当該特定国際戦略事業が、施行規則第1条に定める事業に該当すること
- イ) 当該特定国際戦略事業の用に供する施設等が、当該計画に係る総合特区の区域内で新設等されるものであること
- ウ) 当該特定国際戦略事業が、当該総合特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること
- エ) 法第3条の基本理念に基づき、当該特定国際戦略事業に係る規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第2条第2項第2号イの事業が早期に実施されることが見込まれる区域であること

iv) 法人指定の要件

国際戦略総合特区設備等投資促進税制に係る指定法人の指定要件は施行規則第15条に定めるところによる。

② 所得控除

i) 特例措置の内容

国際戦略総合特区内において、法の施行の日（平成23年8月1日）から平成26年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人（以下「指定特定事業法人」という。）が、専ら認定国際戦略総合特別区域計画に記載された法第2条第2項第2号ロの特定国際戦略事業を行う場合には、当該指定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができる（以下「国際戦略総合特区事業環境整備税制」という。）。

また、同一事業年度においては、前項の特別償却・投資税額控除制度と選択適用となる。

ii) 総合特区計画の記載事項

総合特区計画においては、法第2条第2項第2号ロの特定国際戦略事業に関する以下の事項を記載することが必要である。

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
- b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
- d) 当該特定国際戦略事業において設置する設備等の概要
- e) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
- f) 当該特定国際戦略事業の実施時期
- g) 当該特定国際戦略事業を行う法人の経済的負担を軽減するため、地方公共団体が講ずる措置の内容
- h) 当該特定国際戦略事業において適用を受けようとする規制の特例措置又は全国展開特例措置（施行規則第2条第2項の全国展開特例措置をいう。以下同じ。）の内容

なお、e)の事業区域は、法第3条の基本理念に基づき、当該特定国際戦略事業に係る規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第2条第2項第2号イの事業が早期に実施されることが見込まれる区域であるものを記載するものとする。

iii) 総合特区計画の同意条件

ii)に従い記載された特定国際戦略事業に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下のとおりである。

- ア) 当該特定国際戦略事業が、施行規則第1条に定める事業に該当すること
- イ) 当該特定国際戦略事業が、当該総合特区計画に係る総合特区の区域内で実施されるものであること
- ウ) 当該特定国際戦略事業が、当該総合特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること
- エ) 当該特定国際戦略事業を行う法人の経済的負担を軽減するため、地方公共団体が講ずる措置の内容が、国と地域の政策資源を集中させる観点から、他の措置と比較してバランスを失するものでないなど適切であると認められるものであること
- オ) 当該特定国際戦略事業において適用を受けようとする規制の特例措置又は全国展開特例措置の内容が事業の実施に当たって必要なものであること
- カ) 法第3条の基本理念に基づき、当該特定国際戦略事業に係る規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第2条第2項第2号イの事業が早期に実施されることが見込まれる区域であること

iv) 法人指定の要件

国際戦略総合特区事業環境整備税制に係る指定特定事業法人の指定要件は、次のいずれかに該当する法人であることその他施行規則第 18 条に定めるところによる。

- ・ 総合特別区域法の施行の日以後に新たに設立された法人
- ・ 特定国際戦略事業の用に供する一定規模以上の施設又は設備を新設し、若しくは増設した法人

3 地域活性化総合特区における税制上の支援措置

① 特例措置の内容

地域活性化総合特別区域内において、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業を行う中小企業として、認定地方公共団体の指定を受けた株式会社（以下「指定会社」という。）が発行する株式（平成 26 年 3 月 31 日までの間に認定地方公共団体から指定を受けた指定会社が発行する株式で、当該指定の日から同日以後 3 年を経過する日までの間に発行されるものに限る。）を金銭の払込みにより個人が取得した場合には、その年の総所得金額等からその取得に要した金額を控除することができる。ただし、その控除することができる金額は、その取得に要した金額（1,000 万円を限度とする。）と総所得金額等の 40%に相当する金額のいずれか少ない金額から 2,000 円を差し引いた金額とされる。

② 総合特区計画の記載事項等

総合特区計画においては、法第 2 条第 3 項第 2 号の特定地域活性化事業に関する以下の事項を記載することが必要である。

- a) 当該特定地域活性化事業において指定会社が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
- b) 施行規則第 5 条のうち、当該特定地域活性化事業が該当する項
- c) 特定地域活性化事業について、当該地域活性化総合特区に係る地域の活性化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
- d) 当該特定地域活性化事業を実施すると見込まれる者
- e) 当該特定地域活性化事業のおおむねの事業区域
- f) 当該特定地域活性化事業の実施時期

また、d) の当該特定地域活性化事業を実施すると見込まれる者に関し、当該特定地域活性化事業の実施に要する資金のおおむねの見込額及びその調達方針について参考資料として添付するものとする。

③ 総合特区計画の同意条件

②に従い記載された特定地域活性化事業に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下のとおりである。

- ア) 当該特定地域活性化事業が、施行規則第 5 条に定める事業に該当すること

- イ) 当該特定地域活性化事業が、当該総合特区計画に係る総合特区の区域内で実施されるものであること
- ウ) 当該特定地域活性化事業が、当該総合特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること
- エ) 当該特定地域活性化事業の実施について、資金調達等の観点から円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- オ) 法第3条の基本理念に基づき、規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第2条第3項第2号の事業が早期に実施されることが見込まれる区域であること

④ 法人指定の要件

本特例措置に係る指定会社の指定要件は、施行規則第33条に定めるところによる。

4 総合特区における財政上の支援措置

総合特区における財政上の支援措置は、予算の範囲内で、以下により実施する。

① 関係府省の予算制度を活用した支援措置

関係府省は、認定総合特区計画に盛り込まれた事業に関し、所管する予算制度（総合特区推進調整費を除く。）を活用して、重点的に財政支援を行うものとする。指定地方公共団体は、総合特区計画の認定申請に当たり、国と地方の協議会の結果を踏まえ、認定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を併せて内閣府に提出するものとする。

内閣府は、総合特区計画の認定手続と併行し、提出された要望内容を関係府省に伝達し、関係府省は、所管する予算制度の活用による要望への対応方針を決定し、内閣府に報告する。内閣府は、関係府省から提出された対応方針を取りまとめ、推進WGに提出するものとする。

また、認定後も、毎年度、同様の手続を行うこととする。

② 総合特区推進調整費を活用した支援

第五の4①によってもなお支援が足りない場合には、本方針及び内閣府が財務省と協議して定めるところにより、内閣府に予算計上された総合特区推進調整費によって機動的に補完する。

i) 総合特区推進調整費の使途

総合特区推進調整費は、以下の場合に活用することができる。

- ア) 指定を受けた総合特区に関し、提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行う場合。
- イ) 認定総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予

算制度での対応が可能となるまでの間、関係府省の予算制度を予算の範囲内で機動的に補完する場合。

ii) 総合特区推進調整費の活用手続

総合特区推進調整費の活用の手続は、i) のそれぞれの使途に応じ、以下のとおりとする。

ア) 指定を受けた総合特区に関し、提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行う場合 (i) -ア) の場合)

内閣府は、指定地方公共団体からの規制の特例措置等の提案を関係府省が検討するために必要な調査費等の要望を各関係府省から聴取の上、配分計画案を作成し、推進WGにおいて承認を得る。

その上で、内閣府は、配分計画に基づき、総合特区推進調整費に係る予算を関係府省に移し替え、各関係府省において移替え後の予算の執行を行うものとする。

イ) 認定総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する場合 (i) -イ) の場合)

内閣府は、①に基づく手続において、関係府省が所管する当該年度の予算制度では対応できないとする財政支援要望を踏まえ、総合特区推進調整費の配分計画案を策定し、関係府省に協議の上、推進WGの承認を求めることとする。

当該年度における財政支援要望のうち、関係府省が所管する予算制度の活用及び総合特区推進調整費のいずれの活用も困難と関係府省で判断したものについては、当該関係府省がその理由を推進WGに対して説明する。

内閣府は、推進WGにおいて承認を得た配分計画に基づき、関係府省に対し総合特区推進調整費に係る予算の移替えを行い、当該予算の執行は、当該関係府省において行うものとする。

なお、いずれの場合についても、総合特区計画の認定後も、毎年度、同様の手続を行うものとする。

5 総合特区における金融上の支援措置

① 総合特区支援利子補給金の支給

i) 総合特区支援利子補給金の概要

法第28条第1項又は法第56条第1項により、政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に記載された事業（施行規則第3条に定める事業に限る。）又は認定地域活性化総合特別区域計画に記載された事業（施行規則第6条に定める事業に限る。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）と総合特区支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、総合特区支援利子補給金を支給することとする。

総合特区支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関は、利子を軽減した貸付けを行うものとする。

指定金融機関の指定は、地域協議会の構成員である施行規則第4条又は施行規則第7条に定める金融機関であり、それぞれ施行規則第21条又は施行規則第37条に定める要件に適合するものを指定するものとする。

総合特区支援利子補給金の支給期間は、認定国際戦略総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画に記載された事業に対して、指定金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

なお、指定金融機関による当該必要な資金の貸付けに係る審査については、各指定金融機関の審査の基準に基づくものであり、当該指定金融機関が構成員となっている地域協議会による影響を受けるものではない。

ii) 総合特区計画の記載事項

総合特区支援利子補給金を活用しようとする場合には、活用しようとする特定総合特区事業ごとに、総合特区計画に以下の事項を記載することが必要である。

- a) 特定総合特区事業（国際戦略総合特区支援貸付事業又は地域活性化総合特区支援貸付事業に限る。）の内容
- b) 施行規則第3条又は施行規則第6条に規定する該当事業種別
- c) 総合特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

iii) 総合特区計画の同意条件

総合特区支援利子補給金に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下のとおりである。

- ア) 特定総合特区事業（国際戦略総合特区支援貸付事業又は地域活性化総合特区支援貸付事業に限る。）が、施行規則第3条又は施行規則第6条に規定する事業への貸付事業に該当すること
- イ) 総合特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関が、施行規則第4条又は施行規則第7条に規定する金融機関であること
- ウ) 総合特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関が、当該総合特区に係る地域協議会の構成員となっていること

② 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う総合特区施設整備促進業務

i) 総合特区施設整備促進業務の概要

法第30条又は法第58条により、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定国際戦略総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画に記載された事業（それぞれ、法第2条第2項第5号又は法第2条第3項第5号に掲げる事業（以下「総合特区施設整備促進事業」という。）に限る。）を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

ii) 総合特区計画の記載事項及び同意条件

総合特区施設整備促進事業を行おうとする場合には、該当する特定総合特区事業ごとに、総合特区計画に以下の事項を記載することが必要である。

- a) 特定総合特区事業の目的、事業内容
- b) 当該特定総合特区事業のおおむねの事業区域
- c) 当該特定総合特区事業の資金の貸付けを受けて施設整備を行うことが見込まれる者及び施設整備の概要
- d) 当該特定総合特区事業の資金の貸付けを受けて行われる施設整備の実施時期

また、総合特区施設整備促進事業に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下のとおりである。

- ア) 当該特定総合特区事業が、当該総合特区計画に係る総合特区の区域内で実施されるものであること
- イ) 当該特定総合特区事業が、当該総合特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること
- ウ) 当該特定総合特区事業の資金の貸付けを受けて行われる施設整備が、法第2条第2項第5号イに規定する中小企業者又は中小企業者の事業を支援する者により実施されるものであること
- エ) 当該特定総合特区事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

6 その他の特例措置

① 補助金等交付財産の転用手続の特例

i) 補助金等交付財産の転用手続の特例の概要

我が国における経済の発展に寄与する産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用することなどにより行う事業を総合特区計画に位置付け、当該総合特区計画の認定を受けた場合においては、当該認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。これにより、別途同条の承認の手続を重複して行う必要がなくなるものである。

ii) 総合特区計画の記載事項

補助金等交付財産の転用手続の特例に係る事業を行おうとする場合には、総合特区計画に以下の事項を記載することが必要である。

- a) 特定総合特区事業の内容
- b) 補助金等交付財産を所管する府省の名称及び当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の名称
- c) 上記b)に係る補助金等交付財産の現状
- d) 転用の必要性
- e) 転用に係る事業の実施主体

- f) 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）
- g) 転用後の施設の目的
- h) その他、個別具体的の事案に応じて必要となる事項

iii) 総合特区計画の同意条件

補助金等交付財産の転用手続の特例に係る総合特区計画の認定に当たって必要となる補助金等所管省庁の同意の判断については、補助金等所管省庁は補助金等を所管する立場から、補助金等適正化法第 22 条における承認の基準に照らして行うものとする。

なお、補助金等所管省庁は、補助目的の達成や補助金等交付財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めることなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

第六 その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項

1 総合特区の指定申請のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）

法第 12 条第 9 項又は法第 35 条第 9 項に基づく法令解釈事前確認制度は、指定地方公共団体が規制の特例措置等の提案や、総合特区計画の認定申請を行うに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、総合特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

指定地方公共団体は、関係行政機関の長に対して確認を求める際には、本部のホームページ上に公表するあて先に書面又は電磁的方法により行うものとする。

確認を求められた関係行政機関の長は、原則として 30 日以内に当該指定地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30 日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該指定地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係行政機関の長は、回答の写しを内閣府に速やかに送付するものとする。個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上等において公開するものとする。

2 透明性の確保

総合特区制度の運用に当たっては、徹底的に透明性を確保するものとする。総合特区制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、内閣官房において行う本方針の変更等、内閣府において行う総合特区の指定及び総合特区計画の認定に関する事務、国と地方の協議会の組織及び運営、規制の特例措置等の評価等における関係する会議の構成員、会議資料、議事録等の関係資料に

については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

また、総合特区の指定申請を行おうとする地方公共団体又は指定地方公共団体は、地域協議会の運営や総合特区の評価に当たっては、協議会の構成員、協議会資料、議事録等の関係資料については、地方公共団体又は民間実施主体のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

別表 1 (国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置)

番号	観光 A001
特定国際戦略事業の名称	国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	通訳案内士試験に合格し、通訳案内士として登録されたものでなければ、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。
特例措置の内容	指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を実施できる。国際戦略総合特別区域通訳案内士とは、指定地方公共団体が行う国際戦略総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し登録を受けた者であり、国際戦略総合特別区域において、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことができる。
同意の要件	通訳案内士の数が不足しているなど通訳案内士及び地域限定通訳案内士を補完することが必要な地域であること、指定地方公共団体が行う研修の内容及びカリキュラムが国際戦略総合特別区域通訳案内士の資質を確保する上で適切であること、休日を含め国際戦略総合特別区域通訳案内士が円滑に確保・活用できると見込まれること等、通訳案内士制度に対する信頼を確保しつつ上記事業が適切かつ確実に実施されると認められること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	国交 A001
特定国際戦略事業の名称	国際戦略建築物整備事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	建築基準法第 48 条及び別表第 2 においては、都市計画で指定される用途地域に応じて建築できる用途の建築物等を規定しているが、第 48 条第 1 項から第 12 項までのただし書において、特定行政庁の許可（例外許可）を受ければ、各用途地域で制限されている用途の建築物を建築することができる。
特例措置の内容	国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めた国際戦略総合特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が当該建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行うことができるもの。

同意の要件	法第 21 条第 1 項の規定による申請の内容について、国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針が、当該用途地域の指定の目的に反しないものであることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる 手続	特になし。

番号	国交 A002
特定国際戦略事業の名称	特別用途地区国際戦略建築物整備事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 49 条第 2 項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第 48 条第 1 項から第 12 項までの規定による建築物の用途制限を緩和することができる。
特例措置の内容	建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた国際戦略総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を同法第 49 条第 2 項の承認と見なして、建築基準法上の大臣承認の手続を不要とするもの。
同意の要件	法第 22 条第 1 項の規定による申請の内容について、以下が確認されること。 （１）特別用途地区の指定により実現を図るべき特別の目的に応じて建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例を定めることとし、特区計画に条例（案）等を示すことにより、制限の緩和の内容が明確にされていること。 （２）当該条例による制限の緩和が、地域の特殊性からやむを得ないものであり、かつ、当該条例の適用が予定されている区域に定められている用途地域の指定の目的に反しないものであること。
特例措置に伴い必要となる 手続	申請に当たっては、下記の書類を添付すること。なお、参考資料については昭和 48 年住街発第 35 号「特別用途地区条例の建設大臣承認申請の書類について」を参照されたい。 1 特別用途地区条例によって、建築基準法の規定を緩和すべき理由を記した理由書 2 参考資料

番号	国交 A003
特定国際戦略事業の名称	工場等新增設促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等	工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項

の名称及び条項	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域産業集積形成法」という。）第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	工場立地法第 4 条の規定に基づき、国は一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業場（特定工場）が工場立地を行う際に遵守すべき生産施設面積率、緑地面積率及び環境施設面積率等についての準則を公表するものとする。 また、同法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、国により公表された準則によるよりも他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、国の基準の範囲内で、条例で、公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。 さらに、同法の特例措置として、地域産業集積形成法第 10 条の規定に基づき、同法に規定する一定の条件を満たす市町村は、緑地面積率等について、条例で、国の基準の範囲内において、工場立地法の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る）は、緑地面積率等について、条例で、現行制度（工場立地法及び地域産業集積形成法）の下で定められている準則に代えて適用すべき準則を定めることができるものとする。
同意の要件	工場立地法の趣旨も踏まえ、最低限の環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることが見込まれる計画となっていること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

別表 2 (地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置)

番号	観光B001
特定地域活性化事業の名称	地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	通訳案内士試験に合格し、通訳案内士として登録されたものでなければ、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。
特例措置の内容	指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を実施できる。地域活性化総合特別区域通訳案内士とは、指定地方公共団体が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し登録を受けた者であり、地域活性化総合特別区域において、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことができる。
同意の要件	通訳案内士の数が不足しているなど通訳案内士及び地域限定通訳案内士を補完することが必要な地域であること、指定地方公共団体が行う研修の内容及びカリキュラムが地域活性化総合特別区域通訳案内士の資質を確保する上で適切であること、休日を含め地域活性化総合特別区域通訳案内士が円滑に確保・活用できると見込まれること等、通訳案内士制度に対する信頼を確保しつつ上記事業が適切かつ確実に実施されると認められること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	国交B001
特定地域活性化事業の名称	地域活性化建築物整備事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	建築基準法第 48 条及び別表第 2 においては、都市計画で指定される用途地域に応じて建築できる用途の建築物等を規定しているが、第 48 条第 1 項から第 12 項までのただし書において、特定行政庁の許可（例外許可）を受ければ、各用途地域で制限されている用途の建築物を建築することができる。
特例措置の内容	地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めた地域活性化総合特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が当該建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行うことができるもの。

同意の要件	法第 44 条第 1 項の規定による申請の内容について、地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針が、当該用途地域の指定の目的に反しないものであることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる 手続	特になし。

番号	国交 B002
特定地域活性化事業の名称	特別用途地区地域活性化建築物整備事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 49 条第 2 項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法第 48 条第 1 項から第 12 項までの規定による建築物の用途制限を緩和することができる。
特例措置の内容	建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該認定を同法第 49 条第 2 項の承認と見なして、建築基準法上の大臣承認の手続を不要とするもの。
同意の要件	法第 45 条第 1 項の規定による申請の内容について、以下が確認されること。 （１）特別用途地区の指定により実現を図るべき特別の目的に応じて建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例を定めることとし、特区計画に条例（案）等を示すことにより、制限の緩和の内容が明確にされていること。 （２）当該条例による制限の緩和が、地域の特殊性からやむを得ないものであり、かつ、当該条例の適用が予定されている区域に定められている用途地域の指定の目的に反しないものであること。
特例措置に伴い必要となる 手続	申請に当たっては、下記の書類を添付すること。なお、参考資料については昭和 48 年住街発第 35 号「特別用途地区条例の建設大臣承認申請の書類について」を参照されたい。 1 特別用途地区条例によって、建築基準法の規定を緩和すべき理由を記した理由書 2 参考資料

番号	財務 B001
特定地域活性化事業の名称	特定農業者特定酒類製造事業

措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 7 条第 2 項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後 1 年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60 キロリットル 2 合成清酒 60 キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60 キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10 キロリットル 5 みりん 10 キロリットル 6 ビール 60 キロリットル 7 果実酒 6 キロリットル 8 甘味果実酒 6 キロリットル 9 ウイスキー 6 キロリットル 10 ブランデー 6 キロリットル 11 原料用アルコール 6 キロリットル 12 発泡酒 6 キロリットル 13 その他の醸造酒 6 キロリットル 14 スピリッツ 6 キロリットル 15 リキュール 6 キロリットル 16 粉末酒 6 キロリットル 17 雑酒 6 キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 指定地方公共団体が、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 35 条第 2 項第 1 号に規定する特定地域活性化事業として、特定農業者特定酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この表において「特定農業者」という。）が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の（1）又は（2）に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この表において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（当該特定農業者特定酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この表において「認定計画特定農業者」という。）が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の（1）又は（2）に掲げる酒類を製造するため、当該（1）又は（2）に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第 7 条第 2 項（最低製造数量基準）及び第 12 条第 4 号（酒類の製造免</p>

許の取消し)の規定は、適用しない。

(1) 酒税法第3条第13号(二を除く。)に規定する果実酒(自ら生産した果実(これに準ずるものとして財務省令で定めるもの(※1)を含む。)以外の果実を原料としたものを除く。) 同条第13号に規定する果実酒の製造免許

(2) 酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの(※2)に限る。以下(2)において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品(※3)を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。) 同条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許

2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(1)の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(2)の酒類に限る旨の条件を付することができる。

3. 本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が製造した上記1(1)の酒類は、当該果実酒の製造免許を受けた者が地域活性化総合特別区域内に所在する自己の営業場又は製造場(当該製造免許を受けた製造場に限る。)において飲用に供する場合を除き、販売してはならない。

4. 税務署長は、次に掲げる場合には、上記1(1)又は(2)に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

(1) 総合特別区域法第31条第9項又は第10項の規定により同条第1項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更(当該変更により本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。)がされた場合

(2) 総合特別区域法第37条第1項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更(同法第35条第2項第1号に規定する特定地域活性化事業として特定農業者特定酒類製造事業を定めないこととするものに限る。)の認定があった場合

(3) 総合特別区域法第40条第1項の規定により地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定が取り消された場合

(4) 本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合

(5) 本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が上記3の規定に違反した場合

5. 酒税法第7条第3項第3号(果実酒の製造免許を受けた者に係る部

分に限る。)の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。

(※1)「自ら生産した果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに定める果実をいう。

(1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項第1号に掲げる者(以下この表において「農業経営者」という。)の同居の親族又はその配偶者(同項第2号に掲げる者に限る。以下この表において「同居親族等」という。)で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した当該果実

(2) 農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下この表において同じ。)の組合員、社員又は株主(農業委員会等に関する法律第8条第1項第3号に掲げる者に限る。以下この表において「組合員等」という。)で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業生産法人が生産した当該果実

(3) 風水害、干害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(以下この表において「災害等」という。)により自ら生産した果実((1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める果実を含む。以下同じ。)を原料として上記1(1)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する地域活性化総合特別区域内において生産された当該果実(当該災害等により当該地域活性化総合特別区域内において生産された当該果実を上記1(1)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該地域活性化総合特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む。)

(※2)「自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに定める米をいう。

(1) 農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した米

(2) 農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産

	<p>法人の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業生産法人が生産した米</p> <p>（３）災害等により自ら生産した米（（１）又は（２）に掲げる場合に該当するときは、当該（１）又は（２）に定める米を含む。以下同じ。）を原料として上記１（２）の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。） 当該酒類の製造場の所在する地域活性化総合特別区域内において生産された米（当該災害等により当該地域活性化総合特別区域内において生産された米を上記１（２）の酒類の原料とすることができなくなったことにつき指定地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該地域活性化総合特別区域以外の地域において生産された米を含む。）</p> <p>（※３）財務省令で定める物品とは、麦その他の穀類（米を除く。）、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。</p>
同意の要件	特になし。
特例措置に伴い必要となる 手続	特になし。

番号	財務B002
特定地域活性化事業の名称	特産酒類製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル

	<p>13 その他の醸造酒 6キロリットル</p> <p>14 スピリッツ 6キロリットル</p> <p>15 リキュール 6キロリットル</p> <p>16 粉末酒 6キロリットル</p> <p>17 雑酒 6キロリットル</p>
<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 指定地方公共団体が、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 35 条第 2 項第 1 号に規定する特定地域活性化事業として、特産酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いて次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この表において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の（1）又は（2）に掲げる酒類を製造しようとする者（当該特産酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該（1）又は（2）に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第 7 条第 2 項（最低製造数量基準）及び第 12 条第 4 号（酒類の製造免許の取消し）の規定の適用については、同項第 7 号中「6キロリットル」とあるのは「2キロリットル」と、同項第 15 号中「6キロリットル」とあるのは「1キロリットル」と、同条第 4 号中「第 7 条第 2 項」とあるのは「総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 47 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 7 条第 2 項」とする。</p> <p>（1）酒税法第 3 条第 13 号（二を除く。）に規定する果実酒（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第 13 号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（2）酒税法第 3 条第 21 号に規定するリキュール（酒類（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料としたものに限る。） 同号に規定するリキュールの製造免許</p> <p>2. 上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第 3 条第 13 号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記 1（1）の酒類に限る旨の条件を、酒税法第 3 条第 21 号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記 1（2）の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。</p> <p>3. 税務署長は、次に掲げる場合には、上記 1（1）又は（2）に定め</p>

	<p>る酒類の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>(1) 総合特別区域法第 31 条第 9 項又は第 10 項の規定により同条第 1 項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更（当該変更により本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合</p> <p>(2) 総合特別区域法第 37 条第 1 項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（同法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する特定地域活性化事業として特産酒類製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合</p> <p>(3) 総合特別区域法第 40 条第 1 項の規定により地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定が取り消された場合</p> <p>(4) 本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合</p> <p>4. 酒税法第 7 条第 3 項第 3 号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。</p>
同意の要件	特になし。
特例措置に伴い必要となる 手続	特になし。

番号	厚労 B001
特定地域活性化事業の名称	民間事業者特別養護老人ホーム設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	老人福祉法において、特別養護老人ホームの設置主体を地方公共団体及び社会福祉法人等に限定している。
特例措置の内容	構造改革特別区域法における老人福祉法の特例と同様、地方公共団体が十分関与できる PFI 方式の下で、地域活性化総合特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、選定された民間事業者が特別養護老人ホームを設置できることとする
同意の要件	<p>設置される施設が以下の基準と満たすと都道府県が認めること。</p> <p>①老人福祉法の規定による施設基準（居室面積、人員配置等）を満たしていること</p> <p>②特別養護老人ホームを運営するために必要な経済的基礎があること</p> <p>③特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること</p> <p>④実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること</p>

	<p>⑤特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること</p> <p>⑥脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと</p>
特例措置に伴い必要となる 手続	<p>総合特別区域法第 48 条第 1 項の規定による認可を受けようとする選定事業者は、施設を設置しようとする地の都道府県知事（指定都市市長又は中核市市長）に以下のものを提出することとする。</p> <p>①老人福祉法施行規則第 2 条第 1 項各号（第 4 号及び第 8 号を除く。）に規定する事項及び資産の状況を記載した申請書</p> <p>②老人福祉法施行規則第 3 条第 2 項各号に規定する書類及び総合特別区域法第 48 条第 2 項各号に規定する基準によって、当該申請を審査するために都道府県知事等が必要と認める書類</p>

番号	国交 B003
特定地域活性化事業の名称	特定水力発電事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項から第 4 項、第 38 条及び第 79 条</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成 6 年 9 月 30 日付河川局長通達）</p> <p>電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 103 条第 1 項</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>【河川法】</p> <p>国土交通大臣は、水利使用に関し、河川法第 23 条、第 24 条又は第 26 条第 1 項の規定による許可（以下「河川法第 23 条等の許可」という。）の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。（第 35 条第 1 項）</p> <p>国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の水利使用に関し河川法第 23 条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。（第 36 条第 1 項～第 4 項）</p> <p>河川管理者は、水利使用に関し河川法第 23 条又は第 26 条第 1 項の許可の申請があった場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、関係河川使用者に通知しなければならない。（第 38 条）</p> <p>都道府県知事は、一級河川又は二級河川の水利使用に関し、河川法第 23 条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得なければならない。（第 79 条）</p> <p>【行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等に</p>

	<p>ついて（平成6年9月30日付河川局長通達）】</p> <p>水利使用に関する処分に係る標準処理期間については、国土交通大臣が行うものにあつては10ヶ月とし、各地方整備局長が行うものにあつては5ヶ月を目安とすること。</p> <p>【電気事業法】</p> <p>都道府県知事又は指定都市の長は、河川法第23条等の許可の申請があつた場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の意見を求めなければならない。</p>
<p>特例措置の内容</p>	<p>指定地方公共団体が、特定地域活性化事業として、法第49条に規定する特定水力発電事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業について、以下の特例等の規定を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。 2. 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第36条第1項から第4項までの規定にかかわらず、法第42条に規定する地域協議会を構成する都道府県知事又市町村長の意見を聴くことを要しない。 3. 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条又は第26条第1項の許可の申請があつたときは、同法第38条の規定にかかわらず、地域協議会を構成する者であつて当該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。 4. 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第79条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。 5. 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第23条等の許可の申請があつたときは、電気事業法第103条第1項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。 6. 河川管理者は、水利使用に関する河川法第23条等の許可の申請に係る標準処理期間を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間

	を定めるものとする。
同意の要件	<p>【国土交通大臣の同意の要件】</p> <p>法第 49 条の規定による申請の内容について、使用水量や水利使用の期間等が従属元の水利使用の範囲内であること、かつ、河川区域に工作物を設置する場合には、当該工作物が河川管理上支障がないことが確認されるなど、上記「特例措置の内容」 1. ～ 4. を適用しても、治水上、利水上及び河川環境上支障がなく、河川行政の運用に影響が生じないことが確認されること。</p> <p>【経済産業大臣の同意の要件】</p> <p>法第 49 条の規定による申請の内容について、水利使用の内容が、発電水力の有効な利用をするものであることが確認されること。</p>
特例措置に伴い必要となる 手続	特になし。